

総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和7年5月1日

令和7年度自然環境保全事業の新たな取組みについて

資料

大磯町森林・樹木・里山アドバイザー派遣制度について	・・・・・・・・	1
小型木材粉碎機の無料貸し出し制度について	・・・・・・・・	4

大磯町森林・樹木・里山アドバイザー派遣制度について

1 制度設置の背景及び目的

大磯町の緑豊かな自然環境は、ほどよく人の手が入ることによって保たれてきた里山で形成されてきました。しかし近年、人の手が入らなくなってきたことにより、荒れた森林や緑地が増加しています。

荒れた森林や緑地では、土砂崩れ・倒木・獣害被害等の地域課題が増え、身近にあるにも関わらず、近寄り難い場所になっています。

また、森林や緑地に対する「正しい知識」がないため、過剰に樹木の伐採をしてしまったり、また逆に、過剰な保護意識により適切な利用や管理を妨げてしまっていたりと、所有者や行政にとっても「どのような維持管理が好ましいか」判断が難しい状況が生まれており、森林や緑地等の里山環境の維持管理に関する周辺住民とのトラブルが発生しています。

そのような目の前の課題を解決するものとして、森林・樹木・里山の保全、再生に知見のあるアドバイザーからの助言を通じて「正しい知識に基づく、より優れた森林・樹木・里山整備」を促進し、町内の自然環境の維持・保全を推進していくことを目的に、制度の要綱を定めた上で「大磯町森林・樹木・里山アドバイザー派遣制度」を設置するものです。

2 対象とする内容及び業務

★ 対象とする内容は「自然環境の環境管理全般」です。

例)

森林管理：森林の樹木の伐採、土砂崩れ防止や倒木の処理、山道の整備など

樹木管理：公園や緑地の樹木の維持管理など

里山管理：農道の整備、農地の土砂崩れ防止、ため池の維持管理など

(1) 「相談」 業務 → 【 現場に対する意見提案 】

■ 森林や緑地等の維持管理で困っている問題を解決したい

(対象者：町内で森林や緑地等を所有する個人、団体及び法人)

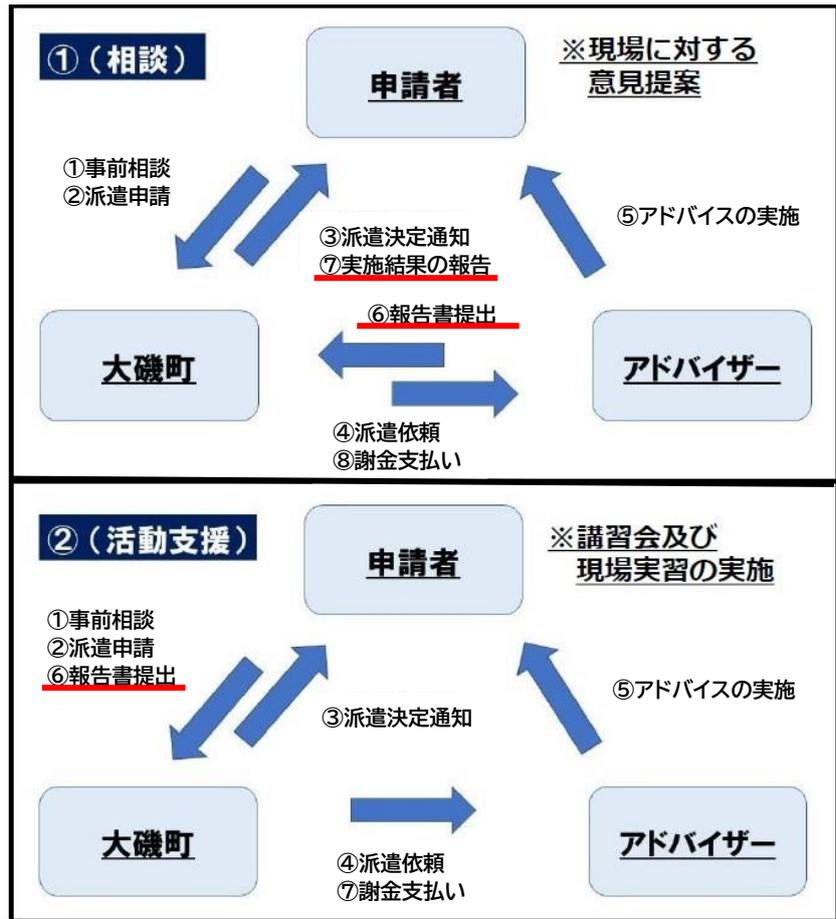
(2) 「活動支援」 業務 → 【 講習会及び現場実習の実施 】

■ 実施している森林や緑地等に関する活動に役立てたい<知識や技術のスキルアップ>

(対象者：町内の森林や緑地等の適切な利用や管理に寄与し、5人以上が参加する活動)



※相談内容に応じて町からアドバイザーを派遣します。



3 森林・樹木・里山アドバイザー

森林・樹木・里山整備に関して専門的な知識及び経験を有するもののうちから任命する。

【選定基準】

大磯町で令和3年度から取り組んでいる森林や緑地等の土中環境を改善し（土の中の水と空気の流れの改善）、植物の根や土の中の微生物・菌糸などの活動を活性化させることで自然環境の保全・再生につなげる手法の専門的な知識を有し、また、大磯町の森林や緑地等の自然環境をとりまく状況を理解・把握し、大磯町での指導・業務実績があるものの中から選定する。

(1) 予定しているアドバイザー

■ 佐野 大介 氏【高木剪定(特殊伐採)の専門家】

- 佐野林業代表/空師（高木に登って木を剪定する職業/日本で30名程度）
- 主に神社、お寺、急傾斜地、重機が入れない場所での伐採、商業施設の植栽の剪定などを行っている。
- 平塚ガーデンホームズ/聖ステパノ学園/大磯の個人宅など

■ **坂田 昌子 氏【生物多様性の専門家】**

- (一社)コモンフォレスト・ジャパン理事/生物多様性ネイチャーガイド
- 生態系を読み解きながら行う伝統的手法による環境改善ワークショップを全国各地で開催。生物多様性条約 COP や地球サミットなど国際会議にも継続的に参加している。
- 生物多様性から見る松くい被害講習会 (R5 大磯町/都市計画課)

■ **臨時森林・樹木・里山アドバイザー**

森林・樹木・里山アドバイザー派遣制度を活用したい団体が、上記2名以外の専門性を有する独自に招きたいアドバイザーがいる場合、本制度の趣旨に合う場合に限り、臨時森林・樹木・里山アドバイザーとして任命する。

(1 案件につき 1 名)

(2) **アドバイザーの謝金**

【R7 予算：720 千円】

■ 「相談」業務 【現場に対する意見提案 (行政課題含む)】

1回(案件)につき、15,000 円 【予算:360 千円 (15,000 円×24 回分)】

個人や活動団体などからの相談内容の状況把握や課題整理、現場調査などを行い、調査結果に基づく課題解決に向けた方策などの助言・提言及び、現場立会時の相談者への森林や緑地等の正しい知識に基づく維持管理の仕方などのレクチャーや説明などを行う。

(※ 正しい知識の普及を重要視した取組みであるため、背景となる基礎知識の解説や周辺環境との調和に関する解説を含む。)

■ 「活動支援」業務 【講習会及び現場実習の実施 (行政事業含む)】

1講習会、1現場実習につき、30,000 円 【予算:360 千円 (30,000 円×12 回分)】

活動団体やグループなどからの申込や依頼内容に基づき、講習会や現場実習及び、実施後の申込者への森林や緑地等の里山整備に関する活動に対する助言・提言などを行う。

(※ 正しい知識の普及を重要視した取組みであるため、背景となる基礎知識の解説や周辺環境との調和に関する解説を含む。)

(3) **アドバイザー派遣の留意事項**

- アドバイザーの派遣は、1 回当たり 1 名で 4 時間以内とする。

4 **スケジュール・周知**

開始 (予定) : 要綱作成後、令和 7 年 6 月より受付開始

周知方法 : 広報、町 HP、町掲示板、ライフビジョン、公共施設での配架等

小型木材粉碎機の無料貸し出し制度について

1 制度の目的

町内の荒れた森林や緑地等の整備や、伐採した樹木を粉碎・チップ化し、堆肥や土壌改良材として有効活用することを目的に、貸し出しに伴う安全対策や貸出要件などの制度を要綱に定めた上で「小型木材粉碎機」を町民等に無料で貸し出すものです。

2 機材の仕様（予定）

機材：自走式小型木材粉碎機
粉碎能力：枝の直径 9 cm まで
処理能力：1.7 m³/h
使用燃料：自動車用無鉛ガソリン

R7 予算：1,356 千円（備品購入費）

内訳：小型木材粉碎機 1,246 千円
：運搬ブリッジ 110 千円



粉碎の様子（※イメージ）



粉碎機（※イメージ）



ブリッジ（※イメージ）

3 貸出対象

町民、町内活動団体、森林等の所有者及び管理者

4 貸出及び返却

- 貸出期間は 10 日以内とする。（※延長可）
- 機材の貸出は美化センター内倉庫で引き渡し、返却についても同様とする。
※ 初めて機材を借受ける場合は、職員による取扱い講習を必須受講とし、また、前回借受をした時から 6 か月以上経過している場合は、利用時の安全管理を徹底するため、改めて同講習を必須受講とする。
※ 機材の借受・返却は、「運搬ブリッジ」を利用して軽トラ等で運搬し、借受者自身が行うものとする。（ただし、自身で運搬等を行えない場合は要相談で対応する。）
- 借受期間中は、機材を作業現場に放置すること等ないように、維持管理を徹底する。
- 使用後は必ず機材を清掃し、また、燃料タンクを満タンにして返却する。
- 返却の際は、町職員立会のもと破損の有無等について確認を行う。
- 運搬・保管等に要する費用は借受者の負担とする。

≪機材の貸出・返却場所≫ ※美化センター敷地内し尿処理施設の裏手側



5 使用上の要件

1. 借受者、管理責任者、運転者は事故（ケガ）等が発生した際の責任を負う。
2. 第三者への転貸は禁止とする。

6 スケジュール・周知

開始（予定）：要綱作成後、令和7年7月より受付開始

周知方法：広報、町HP、町掲示板、ライフビジョン、公共施設での配架等